

○潮来市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成21年6月30日

告示第105号

改正 平成25年5月27日告示第97号

平成26年4月18日告示第53号

平成28年3月1日告示第20号

平成28年3月24日告示第36号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 日常生活用具給付事業（第3条～第14条）

第3章 住宅改修費助成事業（第15条～第25条）

第4章 点字図書給付事業（第26条～第34条）

第5章 補則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、潮来市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第21号）第2条第1項第3号の規定に基づき、日常生活用具給付事業、住宅改修費助成事業、点字図書給付事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（平28告示20・一部改正）

（定義）

第2条 この告示において、「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であって、市内に居住地を有する者とする。

2 この告示において「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の者をいう。

（平26告示53・一部改正）

第2章 日常生活用具給付事業

（目的）

第3条 日常生活用具給付事業は、障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の利便を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（平26告示53・一部改正）

（用具の種目等）

第4条 給付の対象となる品目、対象要件、対象年齢、基準単価、耐用年数及び用途については、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により給付の対象となる用具の購入費の支給又は用具の貸与を受けられる者は除くものとする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表第1に規定する耐用年数の期間を経過していない場合、原則として給付対象外とする。ただし、当該耐用年数の期間が経過する前に用具の不都合が生じ、修理による使用の継続が困難であると認められたときは、この限りでない。また、耐用年数の期間が満了した後であっても、当該用具が使用できる場合は、再給付対象外とする。

（平26告示53・一部改正）

（申請）

第5条 障害者等又はその保護者（配偶者、親権者、後見人及びその他の者で、障害者等を現に保護する者をいう。以下「申請者」という。）が用具の給付等を受けようとするときは、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

（1） 当該用具の見積書（別表第1及び別表第2の品目名、品名（製品名・型番・企画等）、数量、単価、金額（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）により加算した額を含む。）、対象者氏名が記載されているもの）

（2） 以下に該当する場合は、日常生活用具給付意見書（様式第1号の2）

ア 呼吸器機能障害3級以上と同程度の身体障害者がネブライザー又は電気式痰吸引器を申請する場合

イ 呼吸器機能障害又は心臓機能障害3級以上の身体障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者がパルスオキシメーターの給付を申請する場合

（3） 難病患者等にあつては、日常生活用具給付意見書（難病患者）（様式第1号の3）

(平26告示53・旧第8条繰上・一部改正)

(調査)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書(様式第2号)を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

(平26告示53・追加)

(給付の決定)

第7条 福祉事務所長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を、申請者に交付するものとする。

2 福祉事務所長は、給付の申請を却下したときは、日常生活用具却下決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(平26告示53・旧第9条繰上・一部改正)

(用具の給付)

第8条 前条第1項の規定により、用具給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して、用具の給付を受けるものとする。

(平26告示53・旧第10条繰上・一部改正)

(費用の負担)

第9条 給付決定者及びこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下この章において「自己負担額」という。)は、法に基づく補装具費の支給の例による。なお、自己負担額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平26告示53・旧第12条繰上・一部改正)

(費用の請求)

第10条 福祉事務所長は、業者からの請求により、給付等を行った日常生活用具の購入に要した額から自己負担額を控除した額を支払うものとする。

2 前項の規定により、費用の請求を行う業者は、請求書に第7条第1項に規定する給付券を添付して、福祉事務所長に提出しなければならない。

(平26告示53・旧第14条繰上・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第11条 用具の給付等を受けた者（以下「管理者」という。）は、常に善良なる管理者の注意をもって用具を管理するとともに、給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

（平26告示53・旧第16条繰上）

（費用及び用具の返還）

第12条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（平26告示53・旧第17条繰上）

（排泄管理支援用具の特例）

第13条 福祉事務所長は、障害者等の申請手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具の給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 給付券は、1回の申請につき1ヶ月を単位として、最大6ヶ月分までの使用数量分を一括交付することができる。
- （2） 別表第1の基準額（月額）の範囲内で、1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍（6ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付する。
- （3） 前号に係る第9条に規定する費用の負担は、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額で行うものとする。

（平26告示53・旧第18条繰上・一部改正）

（台帳の整備）

第14条 福祉事務所長は、日常生活用具給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（以下「台帳」という。様式第6号）を備えるものとする。

（平26告示53・旧第19条繰上・一部改正）

第3章 住宅改修費助成事業

（平28告示20・改称）

（目的）

第15条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者等が、段差解消など住環境の改善を行う場合、住宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（平26告示53・旧第20条繰上、平28告示20・一部改正）

(対象者)

第16条 住宅改修費助成事業の対象者は、市内に居住する学齢児以上の者とし、下肢若しくは体幹機能に障害を有する者又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であって、障害程度等級3級以上の者又は難病患者等であって下肢若しくは体感機能に障害を有する者（ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害2級以上の身体障害者又は難病患者等であって排泄後の処理が困難な者。）とする。ただし、介護保険法に基づく住宅改修費の支給を受けられる者は除く。

(平26告示53・旧第21条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(住宅改修費の範囲)

第17条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる住宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(平26告示53・旧第22条繰上, 平28告示20・一部改正)

(住宅改修費の給付要件)

第18条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は、家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体の状況、住宅の状況等を勘案して、福祉事務所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(平26告示53・旧第23条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(申請)

第19条 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人及びその他の者で、障害者等を現に保護する者をいう。以下「住宅改修費給付申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第1号その2）に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 工事図面
- (2) 改修工事見積書

- (3) 改修する場所の写真
- (4) 難病患者等にあつては、日常生活用具給付意見書(難病患者)(様式第1号の2)
- (5) その他、福祉事務所長が必要と認めるもの

(平26告示53・旧第24条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(給付の決定)

第20条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、調査書(様式第2号その2)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の調査により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付決定通知書(様式第3号その2)及び住宅改修費給付券(様式第4号その2。以下「給付券」という。)を、申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所長は、給付の申請を却下したときは、住宅改修費却下決定通知書(様式第5号その2)を申請者に交付するものとする。

(平26告示53・旧第25条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(住宅改修費の給付)

第21条 前条第2項の規定により、給付の決定を受けた者(以下「住宅改修給付決定者」という。)は、住宅改修業者に給付券を提出して、住宅を改修するものとする。

2 住宅改修費の給付は、原則として対象となる障害者等一人につき、1回を限度とする。ただし、住居の移転、障害の進行等により福祉事務所長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(平26告示53・旧第26条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(費用の負担)

第22条 住宅改修給付決定者及びこの者を扶養する者(以下「住宅改修費納入義務者」という。)は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助を受けているものは、公費負担とする。

2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、改修に要する費用の1割とする。なお、自己負担額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平26告示53・旧第27条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(費用の請求)

第23条 福祉事務所長は、業者からの請求により、住宅改修費の給付に要した額から自己

負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修の給付に係る費用の基準額は、別表第1の基準額欄に定める額の範囲内とする。

2 前項の規定により、費用の請求を行う業者は、請求書に第20条第2項に規定する給付券及び改修した場所の写真を添付して、福祉事務所に提出しなければならない。

(平26告示53・旧第28条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

(費用の返還)

第24条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付等に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(平26告示53・旧第29条繰上, 平28告示20・一部改正)

(台帳の整備)

第25条 福祉事務所長は、住宅改修費の給付状況を明確にするため、住宅改修費給付台帳(様式第6号その2)を備えるものとする。

(平26告示53・旧第30条繰上・一部改正, 平28告示20・一部改正)

第4章 点字図書給付事業

(目的)

第26条 視覚障害者又は視覚障害児(以下「視覚障害者等」という。)にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(平26告示53・旧第31条繰上)

(用語の定義)

第27条 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者等とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚の障害を有する者をいう。
- (2) 点字図書とは、月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。
- (3) 点字出版施設とは、別表第3に掲げる点字図書給付対象出版施設をいう。

(平26告示53・旧第32条繰上)

(対象者)

第28条 市内に居住地を有する視覚障害者等で、情報の入手を点字による者とする。

(平26告示53・旧第33条繰上)

(給付の限度)

第29条 点字図書の給付は、対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。
ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(平26告示53・旧第34条繰上)

(申請等)

第30条 点字図書の給付を受けようとする視覚障害者等又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で視覚障害者等を現に保護する者をいう。以下「点字図書給付申請者」という。)は、点字図書給付申請書(様式第1号その3)に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書(様式第7号。以下「証明書」という。)を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳(様式第6号その3)に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(平26告示53・旧第35条繰上・一部改正)

(給付の方法)

第31条 証明書の交付を受けた申請者は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(平26告示53・旧第36条繰上)

(自己負担金)

第32条 前条に規定する自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(平26告示53・旧第37条繰上)

(費用の請求)

第33条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。

(平26告示53・旧第38条繰上)

(返還)

第34条 福祉事務所長は、申請者が偽りその他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(平26告示53・旧第39条繰上)

第5章 補則

(委任)

第35条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

(平26告示53・旧第40条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 潮来市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、施行日以後の申請に係る用具等の給付等に対して適用し、施行日以前の申請に係る用具の給付等は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月27日告示第97号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月18日告示第53号)

この告示は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月1日告示第20号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日告示第36号)

この告示は、平成28年4月1日から適用する。